

木津川市公式インスタグラム運用方針

木津川市では、市政への関心やまちへの愛着を高めるため、市外へのシティープロモーションを意識した戦略的な広報活動の媒体として、市公式の Instagram（インスタグラム）を開設しています。運用にあたり、必要な事項を運用方針として定めます。

1 アカウント情報等

- (1) ソーシャルメディアサービス名： Instagram（インスタグラム）
- (2) アカウント名 : kizugawacity
- (3) アカウント URL : <https://www.instagram.com/kizugawacity/>

2 アカウント運営者

木津川市企画戦略部 学研企画課 観光商工課

3 対応時間

原則として開庁時間内に、各投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、開庁時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

4 投稿できる情報

- ・主に市外の方を対象とした関係人口の創出・拡大及び木津川市の PR（観光・ふるさと納税・シティープロモーション・移住定住情報などの発信）に繋がる内容
 - ・市の風景、イベント・行事等に関する写真、動画（リール含む）等で市の魅力発信において有効であると運営者が認めるもの。
 - ・利用者による市に関連した投稿を、市の投稿として再投稿（リポスト）するもの。リポストする条件は次のとおりとし、内容については運営者が選定することとする。
(リポストする条件)
 - ・当アカウントをフォローしている公開アカウントによる投稿であること。
 - ・木津川市に関連する写真や動画を投稿していること。
 - ・ハッシュタグ「#kizugawaiii」をキャッシュションに付した投稿であること。
- 市のアカウントのプロフィール欄及び投稿に「#kizugawaiii」が付いている投稿は、市公式アカウントでリポストする可能性があることを書いたうえで、「#kizugawaiii」が付いている投稿は、上記に同意したとみなして、投稿者へのコンタクトなしにリポストする。

5 インスタグラム活用の基本原則

- ・アカウントへの返信（リプライ）、再投稿（リポスト）、ダイレクトメッセージなどを通じた意見や問い合わせに対しては、原則、個別に対応しません。
- ・アカウントの投稿に対して、誹謗中傷や差別につながるリプライやリポストがあった場合、該当する投稿を削除する場合があります。

6 禁止行為

利用者が当アカウントにコメントを投稿する場合、下記の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為をした、またはする恐れがあると運営者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合があります。

- (1) 当アカウントの掲載内容に対して、著しくかけ離れている内容
- (2) 人権侵害、差別または名誉や信用を傷付ける内容
- (3) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (4) 違法行為を助長する内容
- (5) 法律・法令等に違反している、または違反する恐れがある内容
- (6) 市や第三者を誹謗・中傷、排斥する内容
- (7) 市や第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (8) 市を含んだ他者になりますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (9) 政治や選挙、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (10) 広告・宣伝・勧誘・営業活動、その他営利を目的とした内容
- (11) 非科学的または迷信に類するもので、他の利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのある内容
- (12) わいせつな内容を含む不適切な内容
- (13) インスタグラム利用規約に反する内容
- (14) その他、ページ運営者が不適切と判断した内容

7 知的財産権について

当アカウントに掲載する個々の情報（写真・文章など）に関する知的財産権（商標権・著作権などのすべての権利）は、市に帰属します。また、「私的使用のための複製」や「引用」などと著作権法上認められる場合などには、転載の対象となる内容を変えず、「引用：木津川市公式インスタグラム」などと出所を明記してください。

8 免責事項について

- ・利用者が使用するブラウザの種類など、閲覧環境に起因する支障や、インスタグラムその他ウェブサービスに起因するサービスの停止、不具合等については、市は一切責任を負いません。

- ・インスタグラムに掲載している情報の正確さには万全を期していますが、利用者がインスタグラムを利用したことにより被った損害及び損害及び損失について、市は一切責任を負いません。
- ・インスタグラムから木津川市以外の第三者が管理しているサイトにリンクを設定している場合、そのサイトを利用したことにより被った損害及び損失について、市は一切責任を負いません。
- ・市は予告なしにインスタグラムの内容、アカウント及びガイドライン等を変更又は削除する場合があります。

8 問い合わせ

市政に対し、意見や問い合わせ等がある場合は、市ホームページにある問い合わせフォームを利用いただくか、担当課宛に電話等でお願いします。

9 適用

この運用方針は、令和7年12月1日より適用します。